

奈良市公報

第 1 9 4 号

平成 17年 3月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次	
告 示	
一般競争入札の実施	1
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	5
開発行為に関する工事の完了	6
予防接種の実施の一部改正	6
放置自転車等の保管	6
住居番号の設定	6
住居表示の変更案の公示	6
街区の区域変更	7
放置自転車等の保管	7
道路の区域変更	7
道路の供用開始	7
平成 16年度被表彰者の氏名等	7
放置自転車等の保管	9
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	9
生活保護法の規定による医療機関の指定	9
道路の位置指定	9
放置自転車等の保管	10
生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	10
生活保護法の規定による施術者の指定	10
放置自転車等の保管	10
住居番号の変更	10
放置自転車等の処分	10
放置自転車等の保管	11
開発行為に関する工事の完了	11
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定	11
結核指定医療機関の指定辞退	12
結核指定医療機関の指定	12
開発行為に関する工事の完了	12
認可地縁団体からの告示事項の変更	12
コミュニティ住宅附設駐車場使用者の募集	13
一般競争入札の実施	13
放置自転車等の保管	14
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	14
奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	15
一般競争入札の実施	16

教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	17
選 挙 管 理 委 員 会	
農業委員会委員選挙人名簿の縦覧	17
選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	17
在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	18
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	18

告 示

奈良市告示第 55号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 2月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 入札に付する事項
水質改善下水道築造工事（単 22）古市町地内ほか 19 件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下「監審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 設計図書等を示す日時及び場所
 - 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）に規定す

- る市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
告示日から平成 17年 2月 4日までは入札控室、同
月 7日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札

- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 2月 4日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成 17年 2月 7日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日
1	水質改善下水道築造工事(単 22) 古市町地内	古市町地内	約 45日 間	工事延長 L = 273.0m、V U 200m管布設工 L = 268.5m 、1号組立人孔設置工 5箇所 、小口径汚水樹設置工 4箇所 、付帯工 一式	予定価格 21,94千円 最低制限価格 14,700千円	土木一式工事 の等級及び区分が「C-3」 のすべての業者	平成 17年 2月 8日 午前 9時 10分
2	道路災害復旧工事(窪之庄町地内 南部第 570 号線)	窪之庄町地内	約 45日 間	工事延長 L = 41.0m、計画幅 員 W = 1.8m、土工 一式、 擁壁工 一式、排水工 一式、 撤去工 一式、付帯工 一式	予定価格 8,469千円 最低制限価格 5,674千円	土木一式工事 の等級及び区分が「D-1」 のすべての業者	平成 17年 2月 8日 午前 9時 40分
3	水質改善下水道築造工事(単 11) 恋の窪東町地内	恋の窪東町地内	約 45日 間	工事延長 L = 126.5m、V U 200m管布設工 L = 122.3m 、1号組立人孔設置工 2箇所 、小口径人孔設置工 6箇所、 小口径汚水樹設置工 16箇所、 付帯工 一式	予定価格 9,776千円 最低制限価格 6,549千円	土木一式工事 の等級及び区分が「D-2」 のすべての業者	平成 17年 2月 8日 午前 10時 30分

4	水質改善下水道築造工事(単21)押熊町地内	押熊町地内	約45日間	工事延長 L = 142.0m、V U 200mm管布設工 L = 134.74m、1号組立人孔設置工 5箇所、小口径人孔設置工 4箇所、小口径汚水柵設置工 5箇所、付帯工 一式	予定価格 9,322千円 最低制限価格 6,245千円	土木一式工事の等級及び区分が「D-3」のすべての業者	平成17年 2月8日 午前1時 00分
5	道路新設工事(西ノ京町地内仮称西ノ京六条線)	西ノ京町地内	約45日間	工事延長 L = 60.0m、計画幅員 W = 8.0m、土工 一式、排水工 一式、構造物工 一式、縁石工 一式、柵工 一式、舗装工 一式、雑工 一式	予定価格 9,029千円 最低制限価格 6,049千円	土木一式工事の等級及び区分が「D-4」のすべての業者	平成17年 2月8日 午前1時 30分
6	交通安全施設整備工事(大宮町四丁目地内西九条佐保線)	大宮町四丁目地内	約45日間	工事延長 L = 130.0m、歩道幅員 W = 2.5m、土工 一式、取壊工 一式、舗装工 一式、排水工 一式、路面表示工 一式、付帯工 一式	予定価格 8,358千円 最低制限価格 5,599千円	土木一式工事の等級及び区分が「D-1」のすべての業者	平成17年 2月8日 午前10時 00分
7	河川修繕工事(横井七丁目地内ソウ田川支流)	横井七丁目地内	約45日間	工事延長 L = 43.3m、土工 一式、水路工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 2,898千円 最低制限価格 1,941千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-5」のすべての業者	平成17年 2月9日 午前9時 30分
8	J R奈良駅周辺土地区画整理事業宅地整備工事	三条本町地内	約45日間	宅地整備工 一式、雑工 一式	予定価格 3,103千円 最低制限価格 2,079千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成17年 2月9日 午前10時 00分
9	道路改良工事(西大寺赤田町二丁目地内中部第682号線)	西大寺赤田町二丁目地内	約45日間	工事延長 L = 39.8m、道路幅員 W = 7.5m、土工 一式、土留工 一式、水路工 一式、路側工 一式、撤去工 一式、舗装工 一式、区画線工 一式	予定価格 4,432千円 最低制限価格 2,969千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-2」のすべての業者	平成17年 2月9日 午前10時 30分
10	道路改良工事(別所町地内水間別所線その2)	別所町地内	約45日間	工事延長 L = 370.0m、道路幅員 W = 6.0m、撤去工 一式、舗装工 一式、防護工 一式、付帯工 一式	予定価格 6,232千円 最低制限価格 4,175千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-3」のすべての業者	平成17年 2月9日 午前1時 00分
11	J R奈良駅周辺土地区画整理事業施設整備工事	三条本町地内	約45日間	取壊工 一式、施設整備工 一式、雑工 一式	予定価格 6,227千円 最低制限価格 4,172千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-4」のすべての業者	平成17年 2月9日 午前1時 30分

12	河川修繕工事（法用町地内佐保川支流）	法用町地内	約 45日 間	工事延長 L = 10.0m、土工一式、水路工 一式、付帯工一式、仮設工 一式	予定価格 2,768千円 最低制限価格 1,854千円	土木一式工事の等級及び区分が「F - 4」のすべての業者	平成 17年 2月 9日 午後 1時 00分
13	河川修繕工事（丹生町地内フケ谷川）	丹生町地内	約 45日 間	工事延長 L = 5.45m、土工一式、水路工 一式、仮設工一式	予定価格 1,714千円 最低制限価格 1,148千円	土木一式工事の等級及び区分が「F - 5」のすべての業者	平成 17年 2月 9日 午後 1時 30分
14	二名公民館西登美ヶ丘分館屋根改修工事	西登美ヶ丘五丁目 3番 9号	約 45日 間	建築主体工事 一式、機械設備工事 一式	予定価格 6,140千円 最低制限価格 4,113千円	建築一式工事の等級及び区分が「E - 1」のすべての業者	平成 17年 2月 9日 午後 2時 00分
15	鼓阪小学校塀改修工事	雑司町 9番地	約 45日 間	既設塀撤去工事 一式、塀新設工事 一式、スチール門扉改修工事 一式	予定価格 5,010千円 最低制限価格 3,356千円	建築一式工事の等級及び区分が「E - 2」のすべての業者	平成 17年 2月 9日 午後 2時 50分
16	青山清水園トップライト修繕	青山一丁目 6	約 45日 間	仮設 一式、トップライト改修一式	予定価格 4,010千円 最低制限価格 2,686千円	建築一式工事の等級及び区分が「E - 1」のすべての業者	平成 17年 2月 9日 午後 2時 20分
17	舗装道補修工事（北魚屋西町地内～半田横町地内北部第 446号線）	北魚屋西町地内～半田横町地内	約 45日 間	工事延長 L = 269.6m、幅員 W = 5.31~ 8.5m、取壊工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 7,365千円 最低制限価格 4,934千円	経審における舗装の点数が「740点以上」で、区分が「1」のすべての業者	平成 17年 2月 10日 午前 9時 30分
18	東部第 1 地区舗装復旧工事（阪原）19工区	阪原町地内	約 40日 間	工事延長 L = 604.0m、舗装工 A = 3,047㎡	予定価格 7,010千円 最低制限価格 4,696千円	経審における舗装の点数が「740点以上」で、区分が「2」のすべての業者	平成 17年 2月 10日 午前 10時 20分
19	東部第 1 地区舗装復旧工事（須川）20工区	須川町地内他	約 40日 間	工事延長 L = 528.0m、舗装工 A = 2,227㎡、付帯工 一式	予定価格 5,040千円 最低制限価格 3,376千円	経審における舗装の点数が「740点以上」で、区分が「1」のすべての業者	平成 17年 2月 10日 午前 9時 50分

20	舗装道補修工事(帝塚山二丁目地内西部第80号線)	帝塚山二丁目地内	約30日間	工事延長 L = 91.0m、舗装工一式、撤去工一式	予定価格 1,57千円 最低制限価格 1,052千円	経審における舗装の点数が「660点未満」で、区分が「8」のすべての業者	平成17年2月10日 午前10時50分
----	--------------------------	----------	-------	----------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------

(平成 17年 2月 1日 揭示済)

奈良市告示第 56号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17年 2月 1日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 2月 1日

3 供用を開始する排水施設の位置

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 鍵田 忠兵衛

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17年 2月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松四丁目、二名三丁目、三碓五丁目、押熊町、五条畑二丁目、七条一丁目、西ノ京町、古市町、南京終町七丁目、南京終町五丁目及び東九条町の各一部

管渠番号	起 点	終 点
二名第 2 幹線 - 15	奈良市三松四丁目 988- 2	奈良市三松四丁目 909
二名第 4 幹線 - 37	奈良市二名三丁目 1440- 9	奈良市二名三丁目 1159- 1
三碓幹線 - 39	奈良市三碓五丁目 1801- 1	奈良市三碓五丁目 1810- 3
東登美ヶ丘幹線 - 27	奈良市押熊町 2149- 2	奈良市押熊町 2147- 2
押熊第 2 幹線 - 24	奈良市押熊町 702- 2	奈良市押熊町 686- 2
押熊第 2 幹線 - 25	奈良市押熊町 701	奈良市押熊町 684
押熊第 2 幹線 - 26	奈良市押熊町 713	奈良市押熊町 685- 1
押熊第 2 幹線 - 27	奈良市押熊町 682	奈良市押熊町 679
五条幹線 - 190	奈良市五条畑二丁目 1141- 1	奈良市五条畑二丁目 1141- 10
五条幹線 - 191	奈良市五条畑二丁目 1141- 1	奈良市五条畑二丁目 1141- 10
七条幹線 - 88	奈良市七条一丁目 479- 3	奈良市七条一丁目 471- 1
七条幹線 - 89	奈良市七条一丁目 471- 1	奈良市七条一丁目 471- 1
七条幹線 - 90	奈良市七条一丁目 728- 2	奈良市七条一丁目 732- 8
七条幹線 - 91	奈良市七条一丁目 719- 3	奈良市七条一丁目 728- 2
七条幹線 - 92	奈良市七条一丁目 719- 4	奈良市七条一丁目 719- 8
都跡幹線 - 239	奈良市西ノ京町 103- 1	奈良市西ノ京町 151- 4
横井幹線 - 145	奈良市古市町 1266- 8	奈良市古市町 1272- 2
横井幹線 - 146	奈良市古市町 1266- 8	奈良市古市町 1272- 2
横井幹線 - 147	奈良市古市町 1266- 8	奈良市古市町 1266- 8
明治幹線 - 206	奈良市南京終町七丁目 563- 4	奈良市南京終町七丁目 559- 3
明治幹線 - 207	奈良市南京終町七丁目 571- 1	奈良市南京終町七丁目 593- 3
大安寺第 1 幹線 - 202	奈良市南京終町五丁目 377- 2	奈良市南京終町五丁目 377- 2
西九条幹線 - 15	奈良市東九条町 239- 5	奈良市東九条町 239- 11
西九条幹線 - 16	奈良市東九条町 238- 13	奈良市東九条町 237- 18
西九条幹線 - 17	奈良市東九条町 232- 5	奈良市東九条町 233- 4
西九条幹線 - 18	奈良市東九条町 270- 2	奈良市東九条町 274- 13
西九条幹線 - 19	奈良市東九条町 274- 2	奈良市東九条町 274- 12
西九条幹線 - 20	奈良市東九条町 271- 14	奈良市東九条町 271- 7
西九条幹線 - 21	奈良市東九条町 264- 22	奈良市東九条町 265- 16

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター

(平成 17年 2月 1日 揭示済)

奈良市告示第 57号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16年 6月 17日 奈良市指令都整開第 04A - 7 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 2月 1日 第 910号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市水門町 109番地の 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市平野区加美北 3 - 17- 36
鮎村 忠義 鮎村 都子

(平成 17年 2月 1日 揭示済)

奈良市告示第 58号

平成 16年奈良市告示第 174号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成 17年 2月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のよう省略

(平成 17年 2月 1日 揭示済)

奈良市告示第 59号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 2月 1日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 2月 1日 揭示済)

奈良市告示第 60号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 1日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 2月 1日 揭示済)

奈良市告示第 61号

住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域及び名称を別図 2 に示すとおり変更したいので、住居表示に関する法律（昭和 37年法律第 119号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により変更案を公示します。

なお、この案について異議があるときは、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項の規定により、公示の日から 30 日を経過する日までにこの案に対する変更の請求をすることができます。

平成 17年 2月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

変更案

	変 更 前	変 更 後
区 域	別図 1 のとおり	別図 2 のとおり
名 称	法蓮町及び半田開町の各一部	法蓮佐保山一丁目
	法蓮町及び半田開町の各一部	法蓮佐保山二丁目
	法蓮町及び奈良阪町の各一部	法蓮佐保山三丁目
	法蓮町、半田開町、奈良阪町及び般若寺町の各一部	法蓮佐保山四丁目
	奈良阪町の一部	奈保町

別図 1 及び別図 2 省略

(平成 17年 2月 2日 揭示済)

奈良市告示第 62号

町の区域の変更に伴い、奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 2 条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成 17年 2月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 変更の年月日
平成 17年 2月 7日
- 2 街区の区域
四条大路南町の一部
別図 1 を別図 2 に示すとおり変更します。

別図 1 及び別図 2 省略

(平成 17年 2月 2日 揭示済)

奈良市告示第 63号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 2月 2日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 2日 揭示済)

奈良市告示第 64号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 2月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
中部第 168号 線	中山町 11 2番 4 地 先から	前	3.21~ 6.55	86.2	
	中山町 11 8番 地先 まで	後	4.80~ 10.40	265.3	

(平成 17年 2月 2日 揭示済)

奈良市告示第 65号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17年 2月 2日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

路線名	区 間		備考(m)
中部第 168 号線	中山町 112番 4 地先から	中山町 118番 地先まで	L = 265.3 W = 4.80~ 10.4

(平成 17年 2月 2日 揭示済)

奈良市告示第 66号

奈良市表彰条例(昭和 33年奈良市条例第 1 号)第 7 条の規定に基づき平成 16年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成 17年 2月 3日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

有功特別表彰の部(2名)

氏 名	住 所	事 績
小林 照代	三碓一丁目	条例第 3 条第 2 項
岩本 潤三	右京四丁目	条例第 3 条第 2 項

有功表彰の部(20名、内 1 名氏名等公表辞退)

氏 名	住 所	事 績
巽 義晴	米谷町	条例第 3 条第 1 項第 4 号
今西 駒治	八条一丁目	条例第 3 条第 1 項第 4 号
尼崎 勝己	西大寺東町二丁目	条例第 3 条第 1 項第 5 号
中林 直義	吉野郡下市町	条例第 3 条第 1 項第 5 号
井上 平祐	北京終町	条例第 3 条第 1 項第 5 号
山本 平一	歌姫町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
吉川 定一	柳町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
馬田 義明	大宮町一丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
中前 茂	六条西三丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
桑野 義信	学園朝日町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
前田 憲一郎	京都府木津町	条例第 3 条第 1 項第 6 号

南畑 幸則	東登美ヶ丘二丁目	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号
小泉 秀樹	東九条町	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号
前川 宏充	油阪町	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号
奥村 明	北葛城郡王寺町	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号
林 英典	宇陀郡榛原町	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号
森岡 孝充	今市町	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号
岡本 博	西大寺芝町一丁目	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号
吉田 昭彦	古市町	号 条例第 3 条第 1 項第 6 号

功勞表彰の部 (94名、内 1 名氏名等公表辞退)

氏 名	住 所	事 績
喜多 慶之	佐紀町	条例第 4 条第 1 号
山田 隆	西大寺新町二丁目	条例第 4 条第 1 号
正木 康雄	毘沙門町	条例第 4 条第 1 号
加藤大三郎	左京一丁目	条例第 4 条第 1 号
小西千代子	法蓮町	条例第 4 条第 1 号
岡野 昌子	法蓮町	条例第 4 条第 1 号
岡崎 正己	南京終町一丁目	条例第 4 条第 1 号
萩原 正弘	北京終町	条例第 4 条第 1 号
植野 清嗣	法蓮町	条例第 4 条第 1 号
畑里 憲雄	東包永町	条例第 4 条第 1 号
岡崎 育史	紀寺町	条例第 4 条第 1 号
三浦 巖	南永井町	条例第 4 条第 1 号
浮田與一郎	大宮町四丁目	条例第 4 条第 1 号
中島 弘	歌姫町	条例第 4 条第 1 号
柴田 年雄	椿井町	条例第 4 条第 3 号
北西 昇	漢国町	条例第 4 条第 3 号
多賀 富敬	高畑町	条例第 4 条第 3 号
田中 豊作	白毫寺町	条例第 4 条第 3 号
野田 善亮	中院町	条例第 4 条第 3 号
中田久次郎	肘塚町	条例第 4 条第 3 号
野間 昭夫	南京終町一丁目	条例第 4 条第 3 号
西田 茂數	奥芝町	条例第 4 条第 3 号
今中 健司	大宮町二丁目	条例第 4 条第 3 号
白井 政良	三条添川町	条例第 4 条第 3 号
木下 覚己	法華寺町	条例第 4 条第 3 号
西上 裕大	南京終町	条例第 4 条第 3 号
萩原 征二	南京終町四丁目	条例第 4 条第 3 号
酒井 弘一	大安寺四丁目	条例第 4 条第 3 号
吉田 茂美	横井二丁目	条例第 4 条第 3 号
中野 佳秀	東九条町	条例第 4 条第 3 号
赤井 正一	虚空蔵町	条例第 4 条第 3 号

福岡 進	若葉台一丁目	条例第 4 条第 3 号
川本 京子	古市町	条例第 4 条第 4 号
冷水 紀子	秋篠早月町	条例第 4 条第 4 号
坊 忠一	芝辻町二丁目	条例第 4 条第 4 号
上野 邦一	北袋町	条例第 4 条第 4 号
今井 範子	学園中三丁目	条例第 4 条第 4 号
川田 稔	柏木町	条例第 4 条第 5 号
松本 武彦	大和郡山市	条例第 4 条第 5 号
吉田 正秀	高市郡高取町	条例第 4 条第 5 号
八田 吉徳	青山八丁目	条例第 4 条第 5 号
久保 正一	京都府加茂町	条例第 4 条第 5 号
上田 繁夫	京都府加茂町	条例第 4 条第 5 号
植田 全紀	押熊町	条例第 4 条第 5 号
奥田 勲	古市町	条例第 4 条第 5 号
奥西 明	古市町	条例第 4 条第 5 号
筒井 康悦	藤原町	条例第 4 条第 5 号
川崎 勝康	大安寺三丁目	条例第 4 条第 5 号
平 久仁男	京都府加茂町	条例第 4 条第 5 号
渡邊 恒信	生駒郡平群町	条例第 4 条第 5 号
中谷 太一	京都府精華町	条例第 4 条第 5 号
井上 忠明	北永井町	条例第 4 条第 5 号
椿本 實	中辻町	条例第 4 条第 5 号
栄本 義隆	橿原市	条例第 4 条第 5 号
辻本 勝利	生駒市	条例第 4 条第 5 号
岡 喜晤	法蓮町	条例第 4 条第 5 号
今里 親之	八島町	条例第 4 条第 5 号
堂後 稔	邑地町	条例第 4 条第 5 号
谷中 弘一	高樋町	条例第 4 条第 5 号
宮本 卓士	佐紀町	条例第 4 条第 5 号
福西 智子	柳生町	条例第 4 条第 5 号
川脇 正昭	右京二丁目	条例第 4 条第 5 号
森川 倫秀	北半田西町	条例第 4 条第 5 号
竹田 久次	天理市	条例第 4 条第 5 号
内田 義夫	芝辻町三丁目	条例第 4 条第 5 号
藤本 一彦	大安寺六丁目	条例第 4 条第 5 号
山口 英雄	鳴川町	条例第 4 条第 5 号
福本 昌弘	高市郡高取町	条例第 4 条第 5 号
上岡 信春	阪原町	条例第 4 条第 5 号
池田 道彦	天理市	条例第 4 条第 5 号
齋藤 和紘	三松ヶ丘	条例第 4 条第 5 号
丸野 和世	東之阪町	条例第 4 条第 5 号
島崎 正輝	京都府木津町	条例第 4 条第 5 号
藤澤 秀訓	中町	条例第 4 条第 5 号
福西 康浩	下狭川町	条例第 4 条第 5 号
巽 広充	横田町	条例第 4 条第 5 号
福井 利治	佐紀町	条例第 4 条第 5 号
塚本 憲作	法華寺町	条例第 4 条第 5 号
植田 肇	大宮町一丁目	条例第 4 条第 5 号
筑瀬 寛之	東九条町	条例第 4 条第 5 号
前田 紀夫	学園南二丁目	条例第 4 条第 6 号
須基 浩昌	南京終町一丁目	条例第 4 条第 6 号

小木勝四郎	三碓一丁目	条例第 4 条第 6 号
瀧川 英治	北登美ヶ丘四丁目	条例第 4 条第 6 号
吉本 佳正	登美ヶ丘三丁目	条例第 4 条第 6 号
青山 哲也	西千代ヶ丘三丁目	条例第 4 条第 6 号
秋本 行俊	西大寺新町一丁目	条例第 4 条第 6 号
平野 昌繁	神戸市	条例第 4 条第 6 号
植田 隆	東向南町	条例第 4 条第 6 号
丸山 郁代	四条大路一丁目	条例第 4 条第 6 号
右近 巽	田中町	条例第 4 条第 6 号
前川 保廣	神功二丁目	条例第 4 条第 6 号
新田 慶子	神功二丁目	条例第 4 条第 6 号

善行表彰の部 (1名、内3名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
杉岡 正美	学園南一丁目	条例第 5 条第 1 号
佐伯加代子	西大寺芝町一丁目	条例第 5 条第 1 号
加藤 嬌子	岡崎市	条例第 5 条第 1 号
下井 壽子	東京都渋谷区	条例第 5 条第 1 号
弘田 芳弘	半田開町	条例第 5 条第 1 号
高瀬 善明	半田開町	条例第 5 条第 1 号
岡本 唯嗣	敷島町一丁目	条例第 5 条第 1 号
吉村 祿彌	鳥見町二丁目	条例第 5 条第 4 号

(平成 17年 2月 3日揭示済)

奈良市告示第 67号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 3日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 3日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 3日揭示済)

奈良市告示第 68号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
しあわせ薬局済美	奈良市南京終町一丁目	平成 16年 12

店	168- 1 京奈ハイツ 1 階	月 31日
医療法人竹村内科 医院	奈良市椿井町 33	平成 17年 1 月 6日

(平成 17年 2月 4日揭示済)

奈良市告示第 69号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
しあわせ薬局済美 店	奈良市南京終町一丁目 183- 34	平成 17年 1 月 1日
江川内科消化器科 医院	奈良市杉ヶ町 11- 2 杉ヶ中町ビル 1 階	平成 17年 1 月 19日
吉富クリニック	奈良市西御門町 27- 1 奈良三和東洋ビル 501	平成 17年 2 月 1日
東條眼科クリニック	奈良市学園北一丁目 14 メディカル学園前 401 号	平成 17年 1 月 14日
笹屋眼科クリニック	奈良市林小路町 1 - 1 K B K 高天ビル 101号	平成 17年 1 月 14日
医療法人竹村内科 医院	奈良市小川町 1	平成 17年 1 月 7日
きょう こころの クリニック	奈良市学園北一丁目 14 - 13メディカル学園前 3 F	平成 17年 2 月 1日

(平成 17年 2月 4日揭示済)

奈良市告示第 70号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 2月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	天理市柳本町 256番地
申請者氏名	大光建設株式会社 代表取締役 南岡 清
道路の位置	奈良市大安寺四丁目 103番地の 1 及び 103番地の 2 の各一部
道路の幅員	最大 6.64メートル 最小 6.20メートル
道路の延長	40.87メートル

指定年月日	平成 17年 2月 4日
指定番号	第 16012号

(平成 17年 2月 4日 掲示済)

奈良市告示第 71号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 2月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 7日 掲示済)

奈良市告示第 72号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		廃 止 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
川口典彦	生駒市俵口町 167- 5	ならまち 整骨院	奈良市西大寺本町 2 - 22	平成 17年 1月 31日

(平成 17年 2月 7日 掲示済)

奈良市告示第 73号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
西原治雄	東大阪市大	ならまち	奈良市西	平成 17年

蓮東 1 - 10 - 10	整骨院	大寺本町 2 - 22	2月 1日
-------------------	-----	----------------	-------

(平成 17年 2月 7日 掲示済)

奈良市告示第 74号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 8日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 2月 8日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 8日 掲示済)

奈良市告示第 75号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条例第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 9日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 2月 9日 掲示済)

奈良市告示第 76号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 2月 9日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 17年 2月 24日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成 16年 11月 1日、同月 2日、同月 4日、同月 8日
から同月 12日まで、同月 15日から同月 18日まで、同月

2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平家については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平家については、屋根床板）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平家については、屋根床板）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の軸組耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（い）欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の軸組耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ（う）欄に掲げる工事

(平成 17年 2月 10日 揭示済)

奈良市告示第 80号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2条の 5 第 2項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 2月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
しあわせ薬局済美店	奈良市南京終町一丁目 168- 1 京奈ハイツ 1 階	平成 16年 12月 31日

(平成 17年 2月 10日 揭示済)

奈良市告示第 81号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2条の 5 第 1項の規定により告示します。

平成 17年 2月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
しあわせ薬局済美店	奈良市南京終町一丁目 183- 34	平成 17年 1月 28日

(平成 17年 2月 10日 揭示済)

奈良市告示第 82号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 4月 23日 奈良市指令都整開第 03A- 6 4号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 2月 10日 第 912号

(2) 公共施設 平成 17年 2月 10日 第 389号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市敷島町一丁目 534番地の 1、534番地の 2 及び 565番地の 30の各一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三碓七丁目 27- 10

株式会社マルヤマ

代表取締役 丸山 佳映

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市敷島町一丁目 534番地の 1 の一部

(2) 下水道

奈良市敷島町一丁目 534番地の 1 の一部

(平成 17年 2月 10日 揭示済)

奈良市告示第 83号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

規 約 の 変 更 (名 称)	
変 更 前	変 更 後
秋篠梅ヶ丘町自治会	秋篠町梅ヶ丘自治会

2 変更の年月日

平成 17年 1月 1日

(平成 17年 2月 10日 揭示済)

奈良市告示第 84号

第 1号コミュニティ住宅附設駐車場使用者を次のとおり募集します。

平成 17年 2月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 2月 14日 揭示済)

奈良市告示第 85号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 2月 15日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

浸水対策工事(秋篠町地内秋篠川支流)ほか 2 件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 17年 2月 18日までは入札控室、同月 21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 2月 18日日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 2月 21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

24日から同月 26日まで及び同月 29日
(平成 17年 2月 9日 揭示済)

奈良市告示第 77号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 9日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 2月 9日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 2月 9日 揭示済)

奈良市告示第 78号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 9日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 1月 18日 奈良市指令都整開第 04A - 45号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 2月 9日 第 911号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市左京三丁目 4 番地の 21、4 番地の 22、4 番地の 26及び 4 番地の 27
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町 398番地
株式会社ホクシン
代表取締役 平沢 雄一

(平成 17年 2月 9日 揭示済)

奈良市告示第 79号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号。以下「法」という。)第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により特定工程及び特別表

定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 4 条の 11の規定により公示します。

平成 17年 2月 10日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 中間検査を行う区域
奈良市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成 17年 4月 1日から平成 22年 3月 31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物(増築(車庫その他これに類するものに増築する住宅の場合を除く。)、一部改築又は移転をする建築物を除く。以下同じ。)で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物で、延べ面積が 50平方メートルを超えるもの
 - (2) 法別表第 1 (い) 欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が 1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程
別表(あ)欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表(い)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表(い)欄に掲げる工事を 2 以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。
- 5 適用区分
平成 17年 4月 1日以後に法第 6 条第 1 項の確認の申請書又は法第 6 条の 2 第 1 項の確認を受けるための書類の提出がある建築物について適用し、同日前に法第 6 条第 1 項の確認の申請書又は法第 6 条の 2 第 1 項の確認を受けるための書類の提出がある建築物については、なお従前の例による。
- 6 適用除外
次に掲げる建築物については適用しない。
 - (1) 法第 18条及び法第 85条の適用を受ける建築物
 - (2) 丸太組構法(平成 14年国土交通省告示第 411号に定める工法をいう。)による建築物
 - (3) 法第 68条の 11第 1 項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11年法律第 81号)第 5 条第 1 項の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

	(あ) 構造	(い) 特定工程	(う) 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(桝組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事

(3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注 番号	工事名	工事 場所	工期	工 事 概 要	予定価格及び最 低制限価格(消 費税及び地方消 費税を除く。)	参加資格	入札日
1	浸水対策工 事(秋篠町 地内秋篠川 支流)	秋篠町 地内	約 120日 間	工事延長 L = 98.0m、土工 一式、撤去工 一式、舗装工 一式、水路工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 14,097千円 最低制限価格 9,444千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D-2」 のすべての業 者	平成 17年 2月 21日 午前 9 時 30分
2	古市駐車場 整備工事	古市町 地内	約 30日 間	土工 一式、舗装工 一式、施 設工 一式	予定価格 2,372千円 最低制限価格 1,589千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F-1」 のすべての業 者	平成 17年 2月 21日 午前 10時 00分
3	舗装道補修 工事(横井 五丁目地内 南部第 410 号線)	横井五 丁目地 内	約 20日 間	工事延長 L = 47.6m、W = 5.3 ~ 12.7m、土工 一式、舗装工 一式	予定価格 1,385千円 最低制限価格 92千円	経審における 舗装の点数が 「660点未満」 で、区分が「 7」のすべて の業者	平成 17年 2月 21日 午前 10時 30分

(平成 17年 2月 15日 揭示済)

奈良市告示第 86号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 15日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 15日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 15日 揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 3 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法

行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 2月 1日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内北登美ヶ丘四丁目地内(工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局 4階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
(3) 入札書に記名押印を欠く入札
(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

- (8) 入札金額を訂正した入札
(9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成17年2月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成17年2月9日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）	参加資格	入札日 入札時間
1	舗装工事	3 - 1 - 15の 2	口径 150~ 75耗配水支 管改良工事 に伴う路面 復旧工事	市内北登 美ヶ丘四 丁目地内	契約日から 3日間	舗装面積 531㎡	予定価格 2,544,000円 最低制限価格 1,704,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が舗装工事で 、かつ総合評定値 通知書の舗装の総 合評定値が 650点 ~ 685点の業者	平成 17 年 2月 10日 午前 9 時 30分

(平成 17年 2月 1日 揭示済)

奈良市水道局管理規程第 1 号
奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように改める。
平成 17年 2月 7日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 11条第 1 項第 3 号及び第 13条第 5 号ア中「第 4 条」

を「第 5 条」に改める。

附 則

この規程は、平成 17年 2月 7日から施行する。

(平成 17年 2月 7日揭示済)

奈良市水道局告示第 4 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 2月 15日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内矢田原町地内(工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

別表

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時間

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 2月 18 日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 2月 23日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

1	舗装工事	3 - 1 - 203 の 2	口径 100~ 50耗配水支 管改良工事 に伴う路面 復旧工事	市内矢田 原町地内	契約日から平成 17 年 3月 28 日まで	舗装面 積 2,271㎡	予定価格 5,955,000円 最低制限価格 3,989,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が舗装工事で 、かつ総合評定値 通知書の舗装の総 合評定値が 750点 以上の業者	平成 17 年 2月 24日 午前 9 時 30分
---	------	-----------------------	---	--------------	------------------------------	--------------------	--	---	---------------------------------------

(平成 17年 2月 15日 掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 2 号

平成 17年 2月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 9日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成 17年 2月 15日（火）

午後 3 時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成 16年度 3 月補正予算要求内示額について
- (2) 平成 17年度 経常・政策経費予算内示額について

議事

- 議案第 49号 奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 50号 奈良市立小学校通学区域の一部変更について
- 議案第 51号 奈良市立中学校通学区域の一部変更について
- 議案第 52号 奈良市学校給食センター条例について
- 議案第 53号 奈良市学校給食センター条例施行規則について
- 議案第 54号 平成 16年度奈良市立幼稚園修了式並びに奈良市立小・中・高等学校卒業式における奈良市教育委員会の告辞等について
- 議案第 55号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第 56号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の任命について
- 議案第 57号 奈良市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 58号 奈良市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 59号 奈良市指定文化財について

- 議案第 60号 奈良市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 61号 奈良市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 62号 奈良市都祁村史発行基金条例について
- 議案第 63号 奈良市文化財保存公開施設条例について
- 議案第 64号 奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 議案第 65号 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 66号 奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

傍聴受付は、開催日の午後 2 時から午後 2 時 50 分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 17年 2月 9日 掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 6 号

平成 17年 1月 1日現在で調製した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成 17年 2月 23日から平成 17年 3月 9日までの間、毎日午前 8 時 30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 2月 10日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 3 階

選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 2月 10日 掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 7 号

平成 17年 3月 2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 17年 3月 3日から平成 17年 3月 7日までの間、毎日午前 8 時 30分から午後 5 時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 2月 10日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 3 階
選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 2月 10日 掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 8 号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成 17年 3月 3日から平成 17年 3月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 17年 2月 10日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 3 階
選挙管理委員会事務局内

(平成 17年 2月 10日 掲示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 4 号

奈良市農業委員会平成 17年 2月 農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 2月 4日

奈良市農業委員会
農地部会長 山田 正春
記

1 日時

平成 17年 2月 14日(月) 午後 1 時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第 25 条第 2 項の規定による通知の受理について(小作契約変更分)
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について(1 月専決処理分)
- (7) 知事許可について(1 月許可分)

(8) 非農地証明について(1 月分)

(平成 17年 2月 4日 掲示済)